

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	株式会社 船宿まる八 代表取締役 飯島直樹
登録番号	東京都知事 第 300 号
登録の有効期間	令和 5年 12月 8日から 令和 10年 12月 8日まで
営業所在地	東京都大田区大森本町2-15-10
遊漁船の名称	第六まる八丸 第七まる八丸 第八まる八丸 第十一まる八丸
遊漁船業務主任者の氏名	飯島直樹 高橋広司 中村洋平
損害賠償措置の保険期間	令和 6年 3月 30日から 令和 7年 3月 30日まで

登録番号	東京都知事 第300号		氏名又は名称	株式会社 船宿まる八		
作成日	2024/03/30	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表4 (全2枚の1枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船の 名称	船舶番号、 漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又は 利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域 (該当に○)					
		遊漁船の使用状況 (該当に○)					
		遊漁船の記載状況 (該当に○)	通信設備※ の状況 (該当に○)	救命設備※1 の状況 (該当に○)			
船舶の所有状況 (該当に○)							
1	第六まる八丸	第235-17764号	12 トン	11.99 m	30 人	<input type="radio"/> 船釣り <input type="radio"/> 瀬渡し※2 <input type="radio"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="radio"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="radio"/> 他使用と兼用					
		<input type="radio"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="radio"/> 業務用無 線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置 等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識 別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="radio"/> 自己所有 船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有 船舶					
2	第七まる八丸	第241-7317号	12 トン	11.96 m	35 人	<input type="radio"/> 船釣り <input type="radio"/> 瀬渡し※2 <input type="radio"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="radio"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="radio"/> 他使用と兼用					
		<input type="radio"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="radio"/> 業務用無 線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置 等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識 別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="radio"/> 自己所有 船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有 船舶					
重複記載※3して いる場合の事由		() () その他 ()					

別表4 (全2枚の2枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

3	第八まる八丸	第235-9105号	14.59 トン	11.98 m	35 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
4	第十一まる八丸	第235-42104号	14 トン	14.37 m	32 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					
5	優海	第230-52427号	3.7 トン	9.99 m	30 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海 <input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB (非常用位置等発信装置) <input type="checkbox"/> AIS (船舶自動識別装置) <input type="checkbox"/> その他 ()			
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有船舶					

登録番号	東京都知事 第300号	氏名又は名称	株式会社 船宿まる八
作成日	2024/03/30	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出港中止 基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。（該当に○）															
	(○) 単独の判断	() 団体による判断														
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 <table border="1"> <tr> <td>出航地の波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>出航地の視程</td> <td>100</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 () 	出航地の波高	2	m以上	出航地の風速	20	m以上	出航地の視程	100	m未満	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">代表者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>		代表者		連絡先	
出航地の波高	2	m以上														
出航地の風速	20	m以上														
出航地の視程	100	m未満														
代表者																
連絡先																
帰港基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき <table border="1"> <tr> <td>漁場における波高</td> <td>2</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における風速</td> <td>20</td> <td>m以上</td> </tr> <tr> <td>漁場における視程</td> <td>100</td> <td>m未満</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 		漁場における波高	2	m以上	漁場における風速	20	m以上	漁場における視程	100	m未満					
漁場における波高	2	m以上														
漁場における風速	20	m以上														
漁場における視程	100	m未満														

登録番号	東京都知事 第300号		氏名又は名称	株式会社 船宿まる八		
作成日	2024/03/30	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表10 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全の確保 に必要な情報	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
	立入禁止区域に関する情報
(2) 利用者の安全の確保 に必要な情報	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号	東京都知事 第300号	氏名又は名称	株式会社 船宿まる八
作成日	2024/03/30	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	<input type="radio"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="radio"/> 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 <input type="radio"/> 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう(ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	<input type="radio"/> 一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・ 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・ 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・ 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・ 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・ 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの)を着用すること ・ その他() <input type="radio"/> 瀬渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用すること ・ 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・ その他()
漁場において口頭で説明する。	<input type="radio"/> 一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内する漁場において注意すべき事項 (座席から移動する際は手すり等をつかみ安全確保する。) ・ その他() <input type="radio"/> 瀬渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 磯等からの帰航時間 ・ 磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・ 安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・ 船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・ その他()

登録番号	東京都知事 第300号			氏名又は名称	株式会社 船宿まる八		
作成日	2024/03/30	変更日	1: / /	2: / /	3: / /		

別表12 公表する情報（様式）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの補償限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
第六まる八丸	7000万円	30 人	令和6年3月30日 から 令和7年3月30日 まで
第七まる八丸	7000万円	35 人	令和6年3月30日 から 令和7年3月30日 まで
第八まる八丸	7000万円	35 人	令和6年3月30日 から 令和7年3月30日 まで
第十一まる八丸	7000万円	32 人	令和6年3月30日 から 令和7年3月30日 まで
優海	7000万円	30 人	令和6年3月30日 から 令和7年3月30日 まで

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	該当なし
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	